



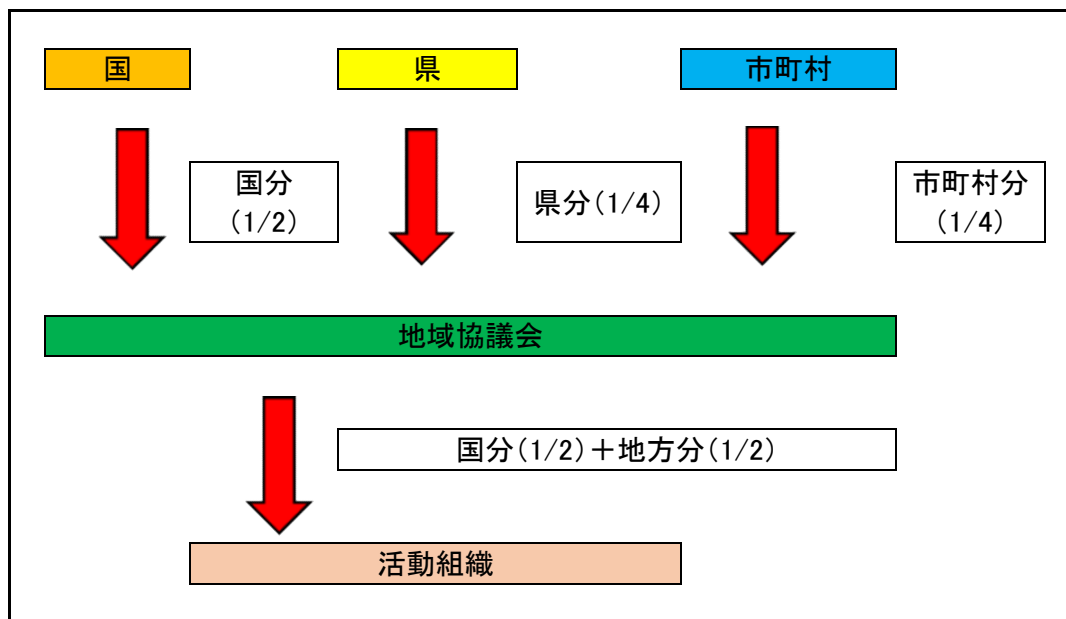
第17号

平成26年10月

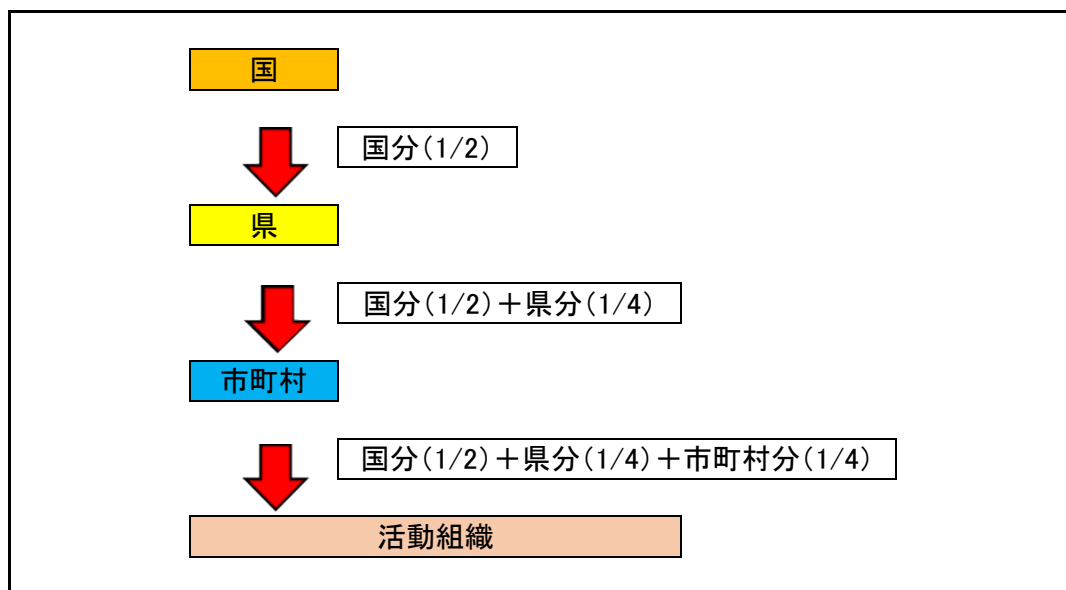
## 法制化に伴う多面的機能支払の交付ルートの変更について

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が平成27年4月1日に施行されます。このことにより、**多面的機能支払交付金**の交付ルートは、下図のような流れになります。

### (これまで)



### (法制化後)



活動組織は、実施する計画（事業計画）を**新たに作成**し、市町村に認定申請することになります。なお、事業計画の雛形につきましては、今年度中で提示される予定です。

## 残金（交付金）の繰越はOK。活動要件の繰越はダメ。

本年度から多面的機能支払を実施される活動組織も多いかと思いますが、組織の設立等で、採択が遅れた活動組織においては、十分注意して下さい。

活動の計画で実施するとしていた実践活動、推進活動等は、計画していた実施時期がずれても3月31日までに必ず実施して下さい。本年度から、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」（検討会、意向調査、意見交換等）も実施することになっています。

市町村が定める日までに、実施状況報告書を提出して頂きますが、**必須の活動が未実施となりますと、当該年度交付金の全額返還となります**。

## ご存知ですか？

### 1. 採択内容の変更について

対象農用地面積の変更（転用等で面積減）の場合は、変更が生じたときに、採択申請書類（活動計画書、協定書、活動組織規約等）を提出する必要があります。

また、活動計画の変更、**役員の交代、構成員の変更等が生じた場合は、実施状況報告時に関係書類を提出して頂く必要があります**。

### 2. 農地維持活動の基礎的な保全活動について

遊休農用地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り、水路の草刈り、水路の泥上げ、路肩・法面の草刈りは、**必須**となっております。

したがって、上記の活動について「**点検の結果、実施する必要がなかったため未実施**」は、実施状況報告の事業成果とはなりませんのでご注意ください。

## 活動組織からのQ & A

Q. 金銭出納簿への立替払いの記載は、どのようにすればよいですか。

A. 様式第1-7号への記載は、下表のようお願いします。

日付	分類	内 容	1. 農地維持支払及び資源向上支払 (施設の長寿命化を除く)			記 号
			収入 (円)	支出(円)	残高 (円)	
9月1日		立替金入金	100		100	
4月9日		立替金入金	6,000		6,100	
4月9日	1	日当(役員による点検、診断)		6,000	100	
9月30日		農地維持支払交付金	300,000		300,100	
9月30日		資源向上支払交付金(共同活動)	200,000		500,100	
10月3日		立替金返還	△ 100		500,000	
10月3日		立替金返還	△ 6,000		494,000	
10月3日	1	日当(年度計画策定)		6,000	488,000	

なお、立替された方から忘れずに領収書をもらっておきましょう。